

姉川城跡 国の史跡指定答申

11月20日、国の文化審議会（西原玲会長）が、神埼町姉川にある中世後期の環濠集落「姉川城跡」を、国指定史跡にするよう川端達夫文部科学大臣に答申を行いました。

今回の答申を受け、文部科学省は、告示後の今春に指定を行う予定です。

姉川城跡は、南北朝期にこの地に土着した菊池氏の分族を称する姉川氏が構えた城とされ、戦国時代末期までその居城となっていました。一五七〇、八〇年頃、龍造寺隆信が姉川氏を服属させて坊所（現上峰町）に移封し、以後は、龍造寺氏の神埼郡支配上の要衛として管理下に置かせたと推測されます。豊臣秀吉による九州統一後、国内の城の統廃合政策に伴い廃城になった

とみられます。

城は、東側に位置する館（タチ）と呼ばれる台形状の島が主郭（江戸期の本丸）部分と考えられ、その周辺部に家臣屋敷跡、寺社などを持ち、さらにその西側に下級武士層の小規模な屋敷群、一般住民の住まいが並んでいます。これらの空間は、大小、縦横に廻る濠（クリーク）で区切られ、浮島状になっています。

この姉川城跡は、わが国でも特異な「環濠（クリーク）」地帯の佐賀平野に残る低平地城跡の中でも最大級の規模を誇る城跡です。

大小の屋敷跡や寺社跡と見られる島状地が、城の主郭を中心に階層的に配列されている状況は、全国に残る「荘園絵図」に描かれた中世領主の居館周囲の情景を具体的に留めた例として注目されるとともに、佐賀城など後の近世城郭と城下町の原型に相当するものとして高い評価を受けています。

今回、姉川城跡の歴史的価値を認めていただき、史跡指定の答申をいただきましたので、姉川城跡を後世に残すとともに、地元、県、国と協議しながら今後の利活用を考えていきます。

◎問い合わせ先

神埼市教育委員会 社会教育課
☎ 44-2296



姉川城跡の 国史跡指定答申を受けて

市長 松本 茂幸

「姉川城跡」を国史跡に指定するよう、国の文化審議会が答申されたことは、神埼市にとってこの上ない喜びです。

私は、より良い神崎市「元氣！かんざき」を目指し、その一環として、吉野ヶ里歴史公園を核に、市内にある遺跡、史跡、文化遺産、さらに伝統文化などを広く利活用したまちづくりを考えてきました。

これらの多くの歴史遺産は、市民の誇りと魅力を有する資源であり、共有

化し、活かしながら未来へ引き継がなければならぬ財産です。

神埼の歴史を学び、知ることで、郷土に対する誇りと愛着を持つ人を育てるまちづくりを推進してまいります。

このようなまちづくりは、一年や二年でできるものではありません。平成21年5月に「神埼市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画策定委員会」を立ち上げ、その整理と活用策の研究、検討をお願いしており、今年度中にはその基本計画が策定されることとなっています。

今回の姉川城跡の国史跡指定答申はこの基本計画に重みをつけてくれるものであり、市民等しく喜び、感謝するものです。

母の故郷へ「ふるさと納税」

福岡市の男性が1億円寄附

「母のふるさとに恩返しをしたい」と、福岡市在住の男性が、ふるさと納税として、1億円を市に寄附されました。

寄附をされたのは、旧三田川町（現吉野ヶ里町）生まれで80歳。11月10日に市役所を訪れ「ふるさと納税」の説明を受けて寄附の申し出をされました。翌11日に振り込まれ、使途は市に一任されました。

19日には松本市長と会い、寄附にいたる思いについて、次のことを話されました。

この方は、生まれつき弱視で、体も弱かったことから、母親には特にかわいがられ、幼いころ母方の実家がある神埼町に連れて来られ、とてもよくしてもらったとのこと。6歳ごろに視力が回復されましたが、同じころに母親の目が悪くなり、「自分は母に命をもらった」との思いを強くされたそうです。

当時は家計が苦しく、小学校を卒業する前に、満蒙開拓義勇軍として満州（中国東北部）に渡られたそうです。（中国東北部）に渡られたそうです。敗戦とともに環境は一変、大連まで歩き、引き揚げ船で帰国されたのは、昭和22年ごろだったそうですが、その時

の仲間は栄養失調で全員亡くなり、帰国できたのは一人だけだったとのこと。また、大島炭坑で働いていたころ、どうしても行きたくなくて仕事を休んだ日に炭坑で爆発事故が発生し、仲間全員亡くなったのに、「自分は九死に一生を得た」と話されました。

その後は東京で運転手などをしながららこつこつ貯金し、60歳の定年後に福岡市に移住。その後もしばしば神埼を訪れておられるということ。2人の息子さんと親類も多額の贈与を遠慮され、ふるさと納税を勧められたこと、これまでの人生をふりかえって「今の自分があるのは、母と神埼の実家のお陰。その母への感謝と、母がお世話になったふるさとへの感謝の気持ちを込めて寄附をしたい。」と思われたことから今回の寄附となりました。

大変なご苦労の中で、築き上げられた財産をご寄附いただきましたこと心から感謝申し上げます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室

☎ 37-10102

ふるさとへの思いを「ふるさと納税」で形にしませんか！

“ふるさと納税”の方法

【1】「神崎市ふるさと寄附金申込書」（申込書）をご記入の上、郵便、ファックスまたは電子メールでお送りください。申込書は、市ホームページからダウンロードしていただく他、電話や電子メールでもお取り寄せいただけます。

【2】折り返し、寄附金の納付方法について、案内文書をお送りしますので、内容をご確認の上、納付をお願いします。

神埼・千代田・脊振を離れて、ご活躍中の皆さまからの“ふるさと納税”を心からお待ちしています。

ふるさとを離れてご活躍中のご子息様やお知り合いの方等へも、ご案内いただきますようお願いいたします。

“ふるさと納税”として5,000円を超える寄附をしていただいた場合には、寄附証明書（領収書）を添えて確定申告を行うことで、寄附金額から5,000円を差し引いた額を所得税及び個人住民税の控除対象とすることができます。（控除対象額は、個人住民税所得割額の1割が上限です。）

～皆さまの“思い”へのお礼～

“ふるさと納税”をしていただきました皆さまには、ふるさと“かんざき”にちなんだ、ささやかなお礼の品をお送りしています。

皆さまの“思い”を実現するためのメニュー

“ふるさと納税”の使い道は、ご指定いただくことができます。

- 【1】 かんざきの歴史文化の保全、観光・物産の振興
- 【2】 かんざきの自然環境の保全
- 【3】 かんざきの福祉の充実
- 【4】 かんざきの未来を担う人材の育成
- 【5】 市長おまかせ

ふるさと納税をいただきました

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという方々から、本年度については、平成21年12月1日現在、5人の方から1億181万円の寄附をいただきました。

寄附をしていただいた皆さまの意志を尊重し、市のまちづくり、市の発展のため、有効に活用させていただきます。ありがとうございます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室

☎ 37-0102 FAX 52-1120

メールアドレス：soumu-02@city.kanzaki.lg.jp